

アリペイ決済サービス利用規約

この「アリペイ決済サービス利用規約」（以下、「アリペイ決済規約」といいます。）は、「VeriTrans 収納代行サービス利用基本規約」（以下、アリペイ決済規約においては「基本規約」といいます。）に基づき乙が提供するアリペイ決済サービスを甲が利用する場合に限り、基本規約に追加して適用されます。なお、アリペイ決済規約で使用する用語の意味は、同規約に別段の定めがある場合を除き、基本規約における定義に従うものとします。

第1条（用語の定義）

- アリペイ決済規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。
 - 「アリペイ決済サービス」とは、乙が決済事業者と別途締結した契約に基づき、乙が提供する、甲のショップにおける商品代金の収納およびそれに係る情報処理サービスをいいます。
- アリペイ決済規約における、基本規約第1条（用語の定義）第9号の決済事業者とは、支付宝（中国）网络技术有限公司をいうものとします。
- アリペイ決済規約における、基本規約第1条（用語の定義）第10号の提携決済事業者とは、支付宝（中国）网络技术有限公司と提携する金融機関をいうものとします。
- アリペイ決済規約において、特に規約名の指定無く単に条項番号を指定するときは、アリペイ決済規約における条項番号を指定しているものとします。

第2条（乙への委託）

甲は乙に対し、以下の業務を委託し、乙はこれを受託します。

- 回収された商品代金の入金に関する情報の決済事業者からの受領
- 決済事業者が回収した商品代金の受領
- その他甲および乙で合意した業務
- 前各号に付随関連する業務

第3条（表明・保証）

- 甲は、乙に対し、アリペイ決済サービスを利用して顧客へ販売・提供される取扱商品に関し、中華人民共和国（以下、本章において「中国」といいます。）の法令・規則の要求に合致していること、および、乙および第三者の知的財産権を侵害しないことを表明し保証します
- 甲は、乙に対し、アリペイ決済サービスを利用して顧客へ販売・提供した取扱商品が顧客の権利または利益を侵害した場合には、乙、顧客および決済事業者が生じた一切の損害を賠償することを表明し保証します。

第4条（入金情報の提供）

ショップと顧客との間で通信販売が成立し、顧客が商品代金の支払いをした場合、決済事業者は、決済事業者が顧客から商品代金を受領したことを確認するため、直ちに当該通信販売にかかる通知を乙に対して行い、乙はこれを受けて当該通知を甲に転送するものとします。甲は、当該通知の受領後、顧客に対して対象となる取扱商品の提供を開始するものとします。

第5条（精算）

- 乙は、甲に対し、決済事業者が指定する為替レートを適用して人民元を日本円に換算したうえで、前条（入金情報の提供）の商品代金にかかる精算を行うものとします。
- 甲は、前項の精算に関し、原則として MAP に表示された売上データを基礎として計算されるものとしますが、乙が決済事業者から取得する入金明細データとの齟齬が生じた場合には、当該入金明細データが優先して適用されることを承諾するものとします。

第6条（返金処理）

甲の指示により乙から決済事業者に対して返金の要求があった場合、決済事業者が乙に代わって対象顧客に対して乙の精算資金の中から返金処理を行うものとします。ただし、返金対象となる通信販売の成立から 365 日経過した場合は、乙は返金処理に応じることができないものとします。

第7条（カード番号等の適切な管理、不正利用の防止等）

クレジットカード決済サービス利用規約第5条（カード番号等の適切な管理）、第6条（カード番号等の取扱いの委託）（第3項を除く。）、第7条（事故時の対応）、第9条（カード番号等不正利用防止対策）、第10条（カード番号等不正利用発生時の対応）および第11条（是正改善計画の策定と実施）の規定は、アリペイ決済サービスが利用される場合に準用するものとします。この場合において、第5条（カード番号等の適切な管理）第3項および第10条（カード番号等不正利用発生時の対応）第2項中「乙および乙を通じて仕向け先カード会社」とあるのは「乙」と、第7条（事故時の対応）第3項中「乙および乙の指定するカード会社」とあるのは「乙」と、同条第3項第5号および第4項中「乙または乙の指定するカード会社」とあるのは「乙」と、第9条（カード番号等不正利用防止対策）第2項中「カード会社のカード売上承認」とあるのは「乙を通じた決済事業者または提携決済事業者の売上承認」と、第11条（是正改善計画の策定と実施）中「乙または仕向け先カード会社」とあるのは「乙」と読み替えるものとします。

第8条（加盟店情報の利用等）

基本規約第19条（加盟店情報の取得・保有・利用）、第20条（加盟店信用情報機関の利用および登録）、第21条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）および第22条（契約終了後の加盟店情報の利用）の規定において、各条項（第20条（加盟店信用情報機関の利用および登録）を除く。）中「乙および／または決済事業者」とあるのは「乙、決済事業者および／または提携決済事業者」と、第19条（加盟店情報の取得・保有・利用）第1項中「本契約および決済事業者加盟店契約」とあるのは「本契約」と、同条中「乙または決済事業者」とあるのは「乙、決済事業者または提携決済事業者」と、第20条（加盟店信用情報機関の利用および登録）中「乙および／または決済事業者」とあるのは「乙」と読み替えるものとします。

第9条（決済事業者の権利および甲の義務）

1. 中国の法令・規則で禁止されている商品、サービス等が甲のウェブサイトで販売・提供された場合、決済事業者は、当該通信販売にかかるアリペイ決済サービスの提供を拒否する権利を有するものとし、甲は、乙および決済事業者が生じた一切の損害を賠償するものとします。
2. 甲は、決済事業者のソフトウェア・システムおよびサービス・コンテンツについて甲のウェブサイト上で真実な説明記載を行うものとします。
3. 甲は、顧客に対して、甲のウェブサイトから決済事業者のソフトウェア・システムへのアクセス方法を適切に指示するものとします。
4. 甲は、以下の各号に掲げる者のために決済事業者のサービスを利用してはならないものとします。
 - (1) 必要な許認可を欠いた法律組織
 - (2) 違法な活動に従事する者
 - (3) 決済事業者のシステムを他人のウェブサイトまたは他の企業の商業活動を遂行するために利用する者
5. 決済事業者は決済事業者の協力銀行または規制当局に対して調査または認証の目的で甲の取引情報等を提供することができるものとし、甲はこれに対して異議なく承諾するものとします。甲は、かかる旨を甲の規約上において顧客に対し明示し、顧客の同意を取得するものとします。
6. 甲は、決済事業者のシステムおよびサービス・プロセスに準拠して取扱商品を提供することができるよう、適切なコンピュータ・プログラムおよびサービス手順書を作成するものとします。
7. 甲は、本契約に違反したことにより乙および決済事業者 に損害を与えた場合は、当該損害を賠償するものとします。

第10条（乙の責任制限）

1. 法令・規則に反しない限り、乙は、いかなる場合も、甲に対して、間接的もしくは付随的な損害または本契約の締

結時点において予見不能な損害に関して賠償義務を負わないものとします。

2. 不可抗力事由による債務不履行または履行遅延に関して、乙は甲に対して、何ら責任を負わないものとします。
なお、不可抗力事由には、天災地変、火災、コンピュータ・ウィルス、ソフトウェアの設計上の欠陥、ハッカーによる攻撃、法令もしくは政策の変更、または予見不能な事象であってその発生を防止もしくは回避できないものが含まれますが、これらに限られないものとします。

(以下余白)

【規約制定】2018年6月1日

【規約改定】2018年10月24日

【規約改定】2019年9月18日

【規約改定】2022年5月30日